

※ 登録番号	第 1 1 2 2 号 (令和 3 年 1 0 月 5 日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
3.商号又は名称 (ふりがな)	(かぶしきがいしゃ とうきょうえいえむ) 株式会社東京AM	
4.氏名 (ふりがな) (法人である場合は代表者氏名)	(たにもと あきこ) 谷本 明子	
5.資本金額	100万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(たにもと あきこ) 谷本 明子	代表取締役	常勤 非常勤
(たにもと けんいち) 谷本 憲一	取締役	常勤 非常勤
(たにもと あきじ) 谷本 昭二	取締役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(たにもと けんいち) 谷本 憲一 助言業務・投資判断を行う者	取締役	投資判断・売買・賃借管理等
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所在地
本社	平成29年8月23日	〒106-0031 東京都港区西麻布4-11-7-101 TEL/FAX:03-6337-7668
計 1 店		

## 9.業務の方法

1. 投資助言業務は次のような不動産を対象として行う
  - ①種類：主に都心分譲・賃貸マンション及び業務ビル
  - ②規模：主に専有面積50㎡以上、延床面積100㎡以上
  - ③所在する地域：主に首都圏、東京都23区内
2. 助言の方法は単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等
3. 報酬体系は不動産投資総額の
  - 200万円以下は5%
  - 200万円超～400万円以下は4%
  - 400万円超は3%とする  
但し詳細は契約締結時に決定する
4. 報酬の受領時期は契約時半額、業務完了時半額を原則とする

## 10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事(2) 第96415号	平成31年3月20日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

## 11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 不動産の売買・賃貸借及び仲介並びに管理
2. 不動産の取引及び有効利用に関するコンサルタント業務
3. 絵画の制作、展覧、販売、仲介、レンタル業務
4. アートディレクション（視覚的な面につき総括・監督・総合的設計等）に関する業務
5. 前各号に付帯する一切の業務

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住 所
(たにもと あきこ) 谷本 明子	普通株式10株全50万円	50%	東京都
(たにもと けんいち) 谷本 憲一	普通株式10株全50万円	50%	同上

1 3.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の内名	常務に從事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類